

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 2月27日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社富士薬品
【報告者の住所又は所在地】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目292番地 1
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	048-644-3240
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長 飯村明良
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社富士薬品 (埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目292番 1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社富士薬品を指します。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社オストジャパングループを指します。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社オストジャパングループ

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式  
新株予約権

- イ 平成16年9月30日開催の対象者定時株主総会に基づき発行された第2回新株予約権（以下「平成16年度新株予約権」といいます。）
- ロ 平成18年4月26日開催の対象者臨時株主総会に基づき発行された第3回新株予約権（以下「平成18年度新株予約権」といいます。）
- ハ 平成24年9月5日開催の対象者取締役会に基づき発行された第1回株式報酬型新株予約権（以下「平成24年度新株予約権」といい、イ乃至ハの新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

(3)【公開買付期間】

平成25年1月10日（木曜日）から平成25年2月26日（火曜日）まで（32営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,110,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（1,599,900株）が買付予定数の下限（1,110,200株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年2月27日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に対して公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,599,900（株）	1,599,900（株）
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券（ ）		
株券等預託証券（ ）		
合計	1,599,900	1,599,900
（潜在株券等の数の合計）		（ ）

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（個）（a）	15,999
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（個）（d）	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	
対象者の総株主等の議決権の数（平成24年12月31日現在）（個）（g）	16,230
買付け等後における株券等所有割合 （(a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100）（%）	91.67

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成25年2月14日に提出した第12期第2四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本新株予約権及び新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合( $(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$ )(%)」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(g)」に、対象者が平成24年9月27日に提出した第11期有価証券報告書に記載された平成24年8月31日現在の平成16年度新株予約権及び平成18年度新株予約権(合計109個)の目的となる対象者普通株式の数(合計42,300株。なお、対象者によれば、平成24年8月31日から同年12月31日の間に平成16年度新株予約権及び平成18年度新株予約権の数に変動はありません。)並びに対象者が平成24年11月9日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成24年度新株予約権(800個)の目的となる対象者普通株式の数(80,000株)の合計数(122,300株)に係る議決権の数(1,223個)を加えて、分母を17,453個として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】  
該当事項はありません。